

中央大学学員会支部設置規程

＜制 定 昭和 52(1977)年 5 月 12 日＞

＜最新改正 平成 28(2016)年 5 月 21 日協議員会承認＞

(趣旨)

第 1 条 この規程は、中央大学学員会会則第 5 条第 2 項の規定に基づき、支部の設置に関する事項を定める。

(支部の目的)

第 2 条 支部は、中央大学学員会本部（以下「本部」という。）の活動に協力し、支部会員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(支部の設置)

第 3 条 本会には、各都道府県に設置する地域支部、職域、職能単位で構成する職域支部、卒業年次単位で構成する年次支部、海外に設置する海外支部、その他特殊事情による支部を置くことができる。

2 地域支部は、各都道府県 1 支部を原則とする。ただし、区域その他の事情により 2 以上の支部を置くことができる。

3 同一職域、同一職能、同一卒業年度等については、原則として 1 支部とする。

(支部の新設及び支部規約の改正)

第 4 条 支部を新設しようとするときは、支部規約案、支部長その他の役員及び会員予定者の名簿を添えて会長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を与えるときは、幹事会の議を経なければならない。

3 支部は、その規約を改正するときは、会長の承認を受けなければならない。

(支部設置の基準)

第 5 条 支部設置の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 学員会会費を納入している所属支部会員が 80 人以上であること。

二 第 3 条第 2 項ただし書による支部を設置するときは、既存支部の同意があること。

(分会)

第 6 条 支部は、必要に応じて分会を設けることができる。

2 分会の設置及び分会に関する必要な事項は、支部規約に定めなければならない。

(協議員候補者の推薦)

第 7 条 支部は、協議員候補者を選出して、本部に推薦することができる。

(会費の納入)

第 8 条 支部は、新たに支部会員となった者の学員会会費の納入について本部に協力しなければならない。

(報告義務)

第 9 条 支部は、毎年所定の期日までに、役員、支部会員の異動及び支部の活動状況を本部に報告しなければならない。

(支部承認の取消し及び支部解散の承認)

第 10 条 支部が本部の活動に協力せず、又は著しく支部設置の基準に適合しなくなったときは、会長は、幹事会の議を経て、支部承認の取消しをすることができる。

2 支部からの解散の申請があったときは、会長は、幹事会の議を経て、支部の解散を承認することができる。

(海外支部に関する特例)

第 11 条 海外の国或いは主要都市に設置する海外支部については、第 5 条第 1 項第一号に定める学員会会費を納入している所属支部会員を 10 人以上とする。

(支部設置の基準に達しない団体の取扱い)

第12条 支部設置の基準に達しない学員の団体については、本部は、支部に準じ、その育成強化に助力するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和52年5月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に設置されている支部は、この規程により設置されたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月21日から施行する。